

パブリックコメントの結果公表

- ・ 政策等の名称

成田市地域防災計画修正（素案）

- ・ 意見等の募集期間

令和4年1月17日 から 令和4年2月16日

- ・ 意見等の件数

5件 （1人）

- ・ 担当課

危機管理課（20-1523）

成田市地域防災計画の修正（素案）について提出された意見と市の考え方

番号	提出された意見の概要	意見に対する市の考え方
1	<p>計画全般に関して</p> <p>3年前の台風警報・大雨洪水警報発令時には、そのあとで市長はじめ多くの職員が、「反省することは非常に多い」とおっしゃっていました。その反省が当該計画にどう生かされているのでしょうか？</p>	<p>令和元年の一連の災害における被害や、課題・教訓等を踏まえた検証結果及び大規模停電対策や避難体制の充実等について、令和2年度の修正により、本計画に反映しております。</p>
2	<p>計画全般に関して</p> <p>当計画は災害発生時の対応策を中心に記載されていますが、日頃の予防策についても明示する必要があるのではないのでしょうか？</p> <p>災害リスク最小化に向けて、だれがいつまでに何をするのかという内容の記載がほしいです。</p>	<p>本計画 共通編 第2章において、災害予防計画を定めており、その中には日頃からの取組み事項等についても記載しております。なお、共通編 第1章 総則 第1節 計画の目的及び構成 1 計画の目的及び位置づけ（P 共-1、2）にも記載のとおり、本計画に規定する対策を効果的に実施するための具体的な活動要領を記載した各種マニュアル等を位置づけております。</p>
3	<p>共通編 第2章 災害予防計画 第3節 水害の予防 4 水防対策の強化「観測施設の整備・管理を図る」（P 共-51）に関して</p> <p>3年前（利根川洪水警報発令時）、当時の危機管理課に確認したところ、観測点は旧佐原地区であるとのことだっ</p>	<p>洪水警報は、河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれ</p>

番号	提出された意見の概要	意見に対する市の考え方
	<p>た。</p> <p>今でもそうなのか？</p> <p>市内あるいは、より上流のデータをもとにするのが正解と思うが。</p>	<p>があると予想したときに、気象庁が発表いたします。本市が接する利根川に関しては、基準水位観測所である横利根（茨城県稲敷市西代）の水位を、洪水警報の発表基準としており、この観測所を指定しているのは、気象庁となっております。</p>
4	<p>共通編 第2章 災害予防計画 第12節 大規模事故対策 8 大規模停電事故災害対策計画 (5) 森林所有者等の停電対策 (P共-104) に関して</p> <p>「適切な管理に努める」とあるが、所有者に対して、「停電の責任は所有者にあり、所有者がふだんからきちんと手入れすること」を周知する必要があると思う。管理は電力会社がやってくれると考えている所有者が大半ではないのか？</p> <p>3年前の大停電は、倒木や飛来物に起因するケースが大半だったと認識している。その後は市や電力会社の指導により伐採等も進んだと思うが、進捗具合をお知らせ願いたい。</p>	<p>前段のご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>樹木の伐採に関しては、整備が必要な樹木の所有者と市が協定を締結し、適宜、伐採等を行っております。</p>
5	<p>災害応急対策編 第2章 風水害等対策計画 第10節 避難対策 (P風-21) に関して</p> <p>避難指示の発令は市が行うと記載されているが、避難所運営委員会の判断で避難所を開設してはいけないのか？</p>	<p>避難情報の発令及び避難所開設の判断は市で行い、防災行政無線やメール配信サービス等、様々な手段により、市民に</p>

番号	提出された意見の概要	意見に対する市の考え方
	<p>また、市の発令がどのように運営委に伝わるのか？「運営委は市の指示通りに動けばよい」と読めるが、この理解でよいか？</p>	<p>周知いたします。</p> <p>避難所運営委員会に対しては、避難所の開設を決定した際に、市からその旨を連絡いたします。</p> <p>なお、本計画においても、「避難所の運営主体は、自治会等の地域団体、自主防災組織、避難者等による自主運営組織（避難所運営委員会）とし、市、関係団体及びボランティアの協力のもと、避難所の円滑な運営と避難者間の融和を図る。」としております。</p>